

平成28年度第3回木更津市建築審査会 会議録

日時 平成28年8月31日（水） 午後2時から

場所 木更津市役所朝日庁舎2階 会議室F

出席者 倉田委員、白石委員、柳澤委員、家永委員、湯谷委員

事務局（建築指導課長、指導担当総括、審査担当総括、担当）

傍聴者 3名

1 案件

案件1 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の同意について

案件2 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の同意について

案件3 建築基準法第48条第6項ただし書き許可の同意について

2 議事録

（事務局）委員全員の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件1

※事務局において申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用途、構造、階数、高さ、建築面積及び延べ面積）を説明

【質疑応答】

（委員）歩道幅がとても広い理由は。

（事務局）水路整備時に水路幅を狭くした分、歩道の幅を広げました。

（委員）出入りについて問題ないか。

（事務局）出入部分については、切り下げられているので問題ありません。

審議の結果、同意される。

案件 2

※事務局において申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用途、構造、階数、高さ、建築面積及び延べ面積）を説明

【質疑応答】

（委員）図面にない建物があるが。

（事務局）藤棚のようなものによしずを乗せたものであり、屋根としての機能がなく日よけとして利用しているものです。

（委員）申請地は、どのような土地であるか。

（事務局）埋め立てして造られた土地である。

（委員）土地の所有はどうなっているのか。

（事務局）申請敷地と道路との間に、昔の堤が現在も残っています。

（委員）図面に、屋根だけのスペースがあるが、どのように使うのか。

（事務局）簡易的な休憩所になります。

（委員）水周りが無いが、本当にないのか。

（事務局）設備は、電気と換気設備しかありません。

（委員）出入口が4箇所あり、部屋もかなり広いが仕切って利用するのか。

（事務局）簡易的な衝立等で仕切る可能性があるが、特に仕切って利用しません。

審議の結果、同意される。

案件 3

※事務局において申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用途、構造、階数、高さ、建築面積及び延べ面積）を説明

【質疑応答】

（委員）作業場の床面積の定義は、どのようになっているか。

(事務局) 原動機を使用する作業場を対象としている。通路、原動機の使用しない作業を行う部分は、除かれています。

(委員) 敷地に段差はあるのか。

(事務局) あります。開発行為許可を取り造成を行います。

(委員) 南側に高低さができるが、南側の隣地に何がありますか。

(事務局) 中古車販売店があります。

(委員) 騒音について、完成後現地実測するのか。

(事務局) 環境部局において特定施設の場合騒音を考慮しているが、あくまでも机上で判断しています。また、幹線道路の車の音等も拾ってしまい純粋な測定が難しいです。

(委員) コンプレッサーは、地下に置くのか。

(事務局) 中2階部分にコンプレッサーを置く室を作ります。

(委員) 1日に利用台数は、何台か。

(事務局) 平日40台、休日90台になります。

(委員) 申請者が建築会社で、建物を使うのが自動車販売会社になるが、許可の条件は引き継がれるのか。

(事務局) 当然引き継がれます。

(委員) シートシャッターというのは、どのようなものか。

(事務局) ビニール製のシャッターで、車が近づくと高速で上がり、通過するとすぐしまります。なので、作業中等は、常時閉まっています。

審議の結果、同意される。